

地域密着型サービス事業所開設者  
介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所開設者 様

中野市長

令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等  
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書の提出について（通知）

平素は、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定しようとする介護サービス事業者は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）等に定める令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和5年3月1日老発0301第2号）」に基づき、下記のとおり計画書を提出してください。

記

## 1 提出書類

＜令和4年度と同一区分の加算を算定する場合＞

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式2-1）
  - (2) 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
  - (3) 介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）
  - (4) 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-4）
- ※ ただし(3)及び(4)については、介護職員処遇改善加算のみを算定する場合は提出不要です。

＜令和5年度から新たに加算を算定する場合及び令和4年度と異なる区分の加算を算定する場合＞

- (1) 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式2-1）
- (2) 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
- (3) 介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）
- (4) 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式2-4）
- (5) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書又は介護予防・日常生活支援総合事

業費算定に係る体制等に関する届出書

(6) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※ ただし(3)及び(4)については、介護職員処遇改善加算のみを算定する場合は提出不要です。

※ 上記(1)から(4)までは、長野県が示している様式と同一です。

## 2 提出部数

1部

## 3 提出期限

令和5年4月17日(月) 必着

(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、可能な限りメール又は郵送で御提出ください。)

※ 令和5年度から介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を新たに取得又は区分を変更する場合は、令和5年3月31日(金)までに、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書)」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表)」を御提出ください。計画書と届出書の提出期限が異なりますので、御注意ください。

## 4 提出先

中野市 高齢者支援課

※ 計画書に記載する事業所を指定する指定権者(県、市町村等)全てに対して提出してください。

※ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

## 5 留意事項

(1) 令和5年度の計画書については、改訂後の様式により作成してください。

(2) 複数の事業所をまとめて作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者に対し差し替えを行ってください。

## 6 各種通知・様式について

本市公式ホームページに掲載していますので御確認ください。

トップページ → 「暮らしのシーンから探す」 → 「高齢者・介護・障がい者」  
→ 「介護保険（事業者向け情報）」 → 「地域密着型サービス事業者向け情報」  
→ 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について」

<http://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2017030200025/>

※ 「地域密着型サービス事業者」、「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者」ともに共通のページです。

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

中野市 健康福祉部 高齢者支援課

(課長) 鈴木 克彦

(担当) [地域密着型サービス関係] 木村 真紀

[総合事業関係] 小林 俊太

電 話 : 0269-22-2111 (内線 365)

F A X : 0269-22-2295